係る事項と区分して記載するものとする。）を添付し、これを設立団体等に提出しなければならない。ただし、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のみを設置するものについては、寄附行為のみを添付するものとする。

一～四　［略］

五　その他当該法人が租税特別措置法施行令第四十条の四第一号の三若しくは第四号又は旧租税特別措置法施行令第四十条の三第一項第三号に掲げる法人に該当する旨を説明する書類

2　設立団体等は、前項の申請書を提出した法人が租税特別措置法施行令第四十条の四第一号の三若しくは第四号又は旧租税特別措置法施行令第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であると認めたときは、別記様式二による証明書を当該法人に交付するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式一及び別記様式二中「租税特別措置法施行令第40条の３第１号の３」を「租税特別措置法施行令第40条の４」に改める。

○内閣府・財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～9　略］ 10　次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの ［(1)～(3)　略］ ［削る。］ (4)～(7)　［略］ ［11～29　略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～9　同上］ 10　次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの ［(1)～(3)　同上］ (4)　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に規定する避難指示・解除区域が所在する市町村において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 (5)～(8)　［同上］ ［11～29　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。